

資格取得支援規程

社会福祉法人 浄光会

(目的)

第1条 社会福祉法人浄光会(以下本会という) 従事する現任職員の資格取得を推進し、現任職員の資質向上並びに業務体制の整備・強化、職場定着を図ることを目的とし、助成に関する事項について定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この規程の対象者は、本会に従事する職員(正職員、有期契約職員) とし、下記に掲げる資格を取得した場合に研修費用、受験費用等を助成する。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士
- (3) 社会福祉士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 看護師
- (6) 管理栄養士

(助成金額)

第3条 資格を取得した場合の助成金額は、別表のとおりとする。
研修費用、受験費用の助成については合格したときのみ助成をする。

(報奨金)

第4条 自主研修により資格取得した職員には、報奨金を付与する。
2 報奨金対象資格は第2条の各号とし、報奨金額は20,000円とする。

(申請手続き)

第5条 第2条に該当する職員は、資格取得助成金交付申請書(様式1)により登録証の写しを添付し、本会に申請するものとする。

(勤務の取扱)

第6条 職員が資格取得研修に参加する場合は、原則として公休日又は年休日を充てるものとする。

(結果報告)

第7条 資格取得研修が修了した職員は、その結果をすみやかに施設長等に報告しなければならない。

(返還義務)

第8条 資格取得研修終了後、1年以内に退職した場合は、第3条、別表に規定する助成額の全額を返還しなければならない。

(その他)

第9条 本規程に定める事項のほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年12月13日に制定し、同日より施行する。

別表

【在職者資格取得助成対象額及び範囲】

資格名称	助成対象範囲			
	研修費用 (実務者研修等)	受験費用	登録手数料	登録免許税
介護支援専門員	○	○	○	
	全額	全額	全額	
介護福祉士	○	○	○	○
	費用最大 <u>120,000 円</u> を支給	全額	全額	全額
社会福祉士		○	○	○
		全額	全額	全額
精神保健福祉士		○	○	○
		全額	全額	全額
看護師		○	○	
		全額	全額	
管理栄養士		○	○	
		全額	全額	

※いずれの助成金も資格取得後に受けられます。

資格取得助成金交付申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 浄光会
理事長 梅田 弘敏 様

下記のとおり助成金の交付を受けたいので申請致します。
なお、一年以内に退職（法人の責に帰すべき退職を除く）した場合は、全額を返還いたします。

氏 名	⑩
所 属	
資 格 名	
登録年月日	

※ 資格の登録証（写し）を添付すること。

事務局使用欄

上記の申請について下記のとおり決定する。

理事長	施設長	法人本部長	総務部長	総務課